

令和8年6月26日
財務省

令和8年度 予算執行調査の調査結果の概要

- 本年度の予算執行調査については、4月10日に31件の調査事案を公表。
- 今般、調査の終了した全31件の調査結果を公表。
- 必要性、有効性、効率性の観点から調査を実施し、今後の改善点、検討の方向性を指摘。
- これらの調査結果については、各府省に対し租税特別措置・補助金見直しの取組とも連携しつつ、令和9年度予算の概算要求や今後の予算執行に確実に反映するよう要請。

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

令和8年度予算執行調査事案一覧

<調査結果を公表する事案(31件)>

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	指摘内容(注1)			フォローアップ調査 (注2)	調 査 主 体 (注3)	取りまとめ 財務局	特 別 会 計 (注4)
			① 必要性	② 有効性	③ 効率性				
1	内 閣 府	独立行政法人国立公文書館の利用促進等	○	○	○	平成28年度	本 省		
2	内 閣 府	沖縄北部連携促進特別振興事業		○	○		共 同	福 岡	
3	内 閣 府	警察情報通信基盤整備事業	○	○	○	令和5年度	本 省		
4	内 閣 府	障害福祉サービス等(障害児通所支援)		○	○		共 同	近 畿	
5	総 務 省	マイナンバーカード交付事業費補助金		○	○		本 省		
6	外 務 省	国際機関等分担金・拠出金		○	○		本 省		
7	外 務 省	広報文化センター等における広報・文化活動		○	○	令和5年度	本 省		
8	財 務 省	普通財産管理処分経費(相続土地国庫帰属財産)			○		本 省		
9	内 閣 府 文 部 科 学 省	公立学校施設整備事業			○		共 同	中 国	
10	文 部 科 学 省	外国人研究者招へい・ネットワーク強化事業		○			本 省		
11	文 部 科 学 省	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業	○		○		共 同	北 海 道	
12	文 部 科 学 省	埋蔵文化財の調査・活用事業等	○	○	○		本 省		
13	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金(医療分)		○	○		共 同	九 州	
14	厚生労働省	感染症指定医療機関運営事業		○			本 省		
15	厚生労働省	地域自殺対策の実効性向上		○	○		共 同	四 国	
16	厚生労働省	障害福祉サービス等(就労継続支援B型)		○	○		共 同	近 畿	
17	厚生労働省	介護給付費等負担金(訪問介護等)		○	○		共 同	東 北	
18	農 林 水 産 省	みどりの食料システム戦略推進総合対策	○	○			共 同	東 海	
19	農 林 水 産 省	産地交付金		○			本 省		
20	農 林 水 産 省	林道施設等災害復旧事業			○		本 省		
21	農 林 水 産 省	浜の活力再生・成長促進交付金等		○	○	令和元年度	共 同	北 陸	
22	経 済 産 業 省	日・EU産業協力促進事業	○	○			本 省		
23	経 済 産 業 省	中堅・中小企業の買上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金	○	○			本 省		
24	国 土 交 通 省	無電柱化推進事業		○	○	令和元年度	本 省		
25	国 土 交 通 省	空き家対策総合支援事業		○			共 同	関 東	
26	国 土 交 通 省	空港脱炭素化推進事業	○	○	○		本 省		※1
27	国 土 交 通 省	民族共生象徴空間(ウポポイ)運営委託費		○	○		本 省		
28	国 土 交 通 省	船舶、航空機及びその他装備品の調達			○		本 省		
29	環 境 省	二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業		○			本 省		※2
30	防 衛 省	研究器材の使用実態等		○			共 同	関 東	
31	防 衛 省	装備品等の維持整備(PBL)			○		本 省		
合 計			8	25	22				

(注1) 指摘内容の分類は以下のとおり。

- ①: 事業等の必要性(事業等の目的が国民や社会のニーズに合致しているか、また、国の関与の必要性があるか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
- ②: 事業等の有効性(事業等の目的や目標に照らして、どのような効果が生み出されたか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
- ③: 事業等の効率性(必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか等)について検証を行い、単価設定や実施方法等の見直しを求めた事案。

(注2) 「フォローアップ調査」: 前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注3) 「本省」: 本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)

「共同」: 共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

(注4) ※1は「自動車安全特別会計」、※2は「エネルギー対策特別会計」である。

調査事案の概要

マイナンバーカード交付事業費補助金は、マイナンバーカードの製造及び市区町村への発送、有効期限通知書の作成及び住民への発送、コールセンターの運営等を実施する地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に対して、当該業務に要する経費の補助を行うものであり、事業の執行方法等が適切であるかについて調査を行った。

【調査対象予算額】 令和7年度（補正後）：37,449百万円（ほか（参考 令和8年度：12,486百万円）

調査結果

1. 発行実績にかかわらず、過去最大の発行能力を前提とした費用が生じている。

発行枚数の増加が見込まれた令和4年度に最大発行能力を各月480万枚に引き上げて以来、令和5年5月以降、最大発行能力と実際の発行枚数に大きな乖離が生じているが、この最大発行能力を前提とした固定費が生じている【表1、表2】。

2. 梱包枚数にかかわらず同一サイズの箱を使用し郵送している。

J-LISは、マイナンバーカードの枚数にかかわらず、同一サイズの箱に梱包し市区町村へ郵送しており、枚数に応じた梱包方法に変更することで、郵送料金の削減効果が生じると試算される。

3. コールセンターの運営について

○ J-LISが設置するダイヤルは、土日祝の受付時間が長い、入電数は少ない。

総合フリーダイヤルのうち、J-LISが設置するダイヤル（#1）については、土日祝17：30～20：00も照会を受け付けているが【図】、その入電数は、総合フリーダイヤルの共通受付時間と比べ、最大でも31%にとどまっている。

○ 定型照会及び定型業務に人員を配置して対応している。

コールセンター業務委託費に係る令和7年度決算額の約7割（約16億円）がオペレータ等の人件費となっている。また、オペレータ等が対応する照会は、定型照会が約7割、非定型照会が約3割を占めている。

【表1】1枚当たりの発行費用（国費）の試算

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
決算額※（百万円）	24,697	34,121	40,083
発行枚数（万枚）	834	1,175	1,830
1枚当たりの国費（円）	2,961	2,905	2,190

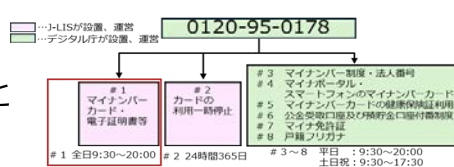
※次期マイナンバーカードの発行に係る経費を除く。

【表2】最大発行能力と発行実績（単位：万枚）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最大発行能力	5,760	5,760	5,760	5,760
発行枚数	3,559	834	1,175	1,830
差引	2,201	4,926	4,585	3,930

※最大発行能力：480万枚×12か月＝5,760万枚。

【図】総合フリーダイヤル全体像



今後の改善点・検討の方向性

1. 製造発行の効率化・平準化及び製造発行コストの縮減について

- 発行能力と実際の発行枚数の乖離を縮小し、製造発行の効率化・平準化に不断に取り組むべきである。
- 申請動向等に応じた適切な最大発行能力の見直しや平準的な発行枚数に応じて固定費を算出する契約内容への見直し等により、製造発行に係るコストを縮減すべきである。

2. 郵送料金の縮減について

枚数に応じた適切な梱包方法に変更することで、コストの縮減を図るべきである。

3. コールセンターの運営について

- マイナンバーカードの一時利用停止のような早急な対応が必要ではない照会内容のダイヤルについては、受付時間を短縮すべきである。
- 定型照会、問合せフォーム等による問合せ対応、応対内容の記録及びFAQの更新等の定型業務については、AIによる自動対応への移行を積極的に検討すべきである。

調査事案の概要

外務省は、日本への関心・理解・支持を拡大するため、海外の各拠点を通じて日本の政策や立場、魅力等を発信している。今般、広報文化センター（23先）、国際交流基金（JF）海外事務所（26先）に対し、令和5年度調査のフォローアップを行うとともに、ジャパン・ハウス（3先）を調査対象に追加し、各拠点におけるKPIの設定状況や自己収入確保の取組状況を調査した。【調査対象予算額】令和7年度：16,513百万円の内数 ほかに（参考 令和8年度：17,017百万円の内数）

調査結果

1. 同一都市に設置されている拠点の重点分野に重複が見られる

JF海外事務所では「日本語教育の普及」等、役割分担に沿った分野を重視しているものの、広報文化センターとJF海外事務所の双方が設置されている7都市のうち、3都市で広報文化活動の重点分野の重複が見られた【表1】。

2. 個別にKPIを設定していない拠点が見られる

広報文化センターのうちKPIを独自に設定しているのは6先にとどまっている。JFは、本部で海外事務所全体のKPIを設定の上、実績を集計し、達成状況を測定している。

3. 拠点の多くが来館者数の改善途上にある

来館者数は改善しているものの、平成30年度（コロナ禍前）の水準を下回っている拠点は過半数を超えている【図】。

4. 自己収入確保の取組が十分でない

JF海外事務所は、映画上映会・公演会等の広報文化事業を実施している中、入場料（参加料等）収入を確保しているのは1先にとどまっている【表2】。

【表1】 両拠点の重点分野が重複している都市

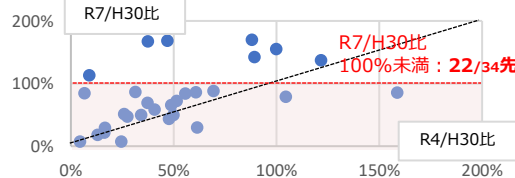
	カイロ		ニューデリー		ハノイ	
	広報文化センター	JF海外事務所	広報文化センター	JF海外事務所	広報文化センター	JF海外事務所
①政策広報	○					
②伝統文化の紹介			○		○	○
③ポップカルチャーの紹介		○	○	○	○	
④日本語教育の普及	○	○				○

（注）広報文化センター（23先）のうち「①政策広報」を重点分野としていないのは、上記ニューデリー、ハノイをはじめ17先。

【表2】 在外事業費における自己収入内容の回答先数（令和7年度）

①入場料収入	②図書館収入	③カタログ販売収入	④その他収入	⑤自己収入なし
1	10	2	1	15

【図】 来館者数の比較



【自己収入確保の事例（ジャパン・ハウス ロンドン）】

- ・「食品サンプル」のイベント（日本の技術や食文化等を発信）を開催。
- ・企画展に加え食品サンプル作りの有料ワークショップにも多くの参加が得られ、来館者数の増加に寄与。



©Japan House London

今後の改善点・検討の方向性

1. 広報文化活動の重点分野

広報文化センターとJF海外事務所の双方が設置されている都市で、両拠点の重点分野が重複しており、それぞれの役割を踏まえたすみ分けを図る必要がある。

2. KPIの設定状況

センター等は設定したKPIに基づき、拠点ごとに成果を検証し改善に取り組む必要がある。例えば、外務省の政策評価体系やJF中期目標等に個別のKPIを設定するなど、PDCAサイクルの取組を継続的に実施していく必要がある。

3. 施設の稼働状況等

コロナ禍後も来館者数が低位の拠点も見られており、要因分析や必要性の検証等を行い、機能の集約や廃止を含めた抜本的な見直し等を図る必要がある。

4. 自己収入確保の取組

先行事例も参考に、イベント参加料等により自己収入を確保するとともに、参加者の意欲を喚起するなど戦略的に事業を実施していく必要がある。

調査事案の概要

国は、学校の設置者である地方公共団体に対し、公立の小中学校等の新增築や改修等にかかる費用の一部を負担又は交付金を交付している。過去に国庫補助を受けて整備された学校施設について、①その後も学校施設として適切に利用されているか、②新增築時に見込んでいた学級数と現在の学級数の差について調査を行った。

【調査対象予算額】令和6年度（補正後）：281,586百万円 ほか（参考 令和8年度：70,767百万円）

調査結果

1. 交付決定後5年以内に廃校・休校を理由として学校施設の処分を行った事例が存在

- 国庫補助を受けて学校施設の整備を実施したにもかかわらず、**交付決定後5年以内に当該施設の処分（用途変更や取壊し等）を実施したものが、令和4～6年度において85事業あり、そのうち、約5割（41事業）が「児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校」を理由とするものであった【表】。**
- 当該処分を行った24自治体の個別施設計画を分析すると、約6割が「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれておらず、また、約4割が「統廃合の考え方や方針」が盛り込まれていないものであった。

【表】国庫補助を受けた学校施設の処分理由

処分理由	交付決定後の経過年数	
	5年以内	(割合)
児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校のため	41件	(48%)
改築、建替え等のため	10件	(12%)
余裕教室の転用等のため	5件	(6%)
児童生徒数の増加への対応のため	7件	(8%)
損壊のため	4件	(5%)
その他	18件	(21%)
合計	85件	(100%)

今後の改善点・検討の方向性

- 将来の児童生徒数の推計を適切に踏まえた個別施設計画の策定や統廃合に係る方針の検討の実施を交付要件とすることなどを含めて検討した上で、**中長期的に小中学校施設としての利用が見込まれるものに対して重点的に交付決定を行うことを徹底していくべき。**

2. 新增築後3～5年のうちに学級数が大きく減少している事例が存在

- 校舎に係る新增築事業（令和2～4年度に完了したもの）について、**事業完了から約3～5年のうちに、新增築時に必要と見込んでいた学級数（国庫負担金額の算定の根拠とされた学級数）から5学級以上減少しているものが22事業あり、その中には、10学級以上の減少が生じているものや、学級数の減少率が3割超となっているものも含まれていた。**
- 当該新增築を実施した15自治体の個別施設計画を分析すると、約6割が「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれておらず、また、約5割が「統廃合の考え方や方針」が盛り込まれていないものであった。

調査事案の概要

訪問介護と居宅介護支援について、点在する利用者宅に個別に訪問する場合と、併設している住宅型有料老人ホーム等でサービスを集中的に提供する場合とで、利用者1人当たりの労働投入時間等や事業所の収支差率にどのような差異が生じるか調査した。（注）

【調査対象予算額】令和7年度：3,492,487百万円（ほか（参考）令和8年度：3,551,184百万円）

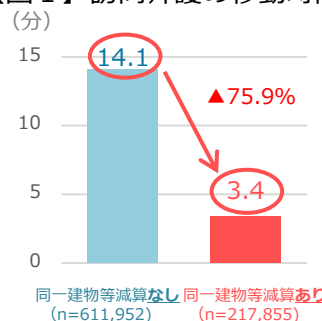
（注）事業所と同一敷地内に居住する利用者サービスを提供する場合などには、「同一建物等減算」が適用される場所、上記について、「同一建物等減算」の適用の有無別に調査した。

調査結果

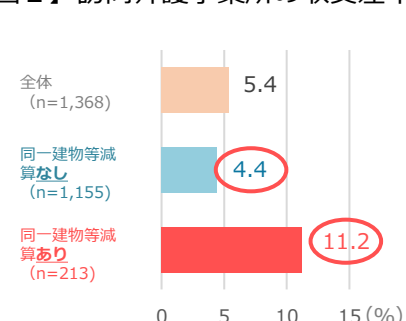
○ 訪問介護：集中提供型の方が、移動時間が少なく、収支差率が良い

- 訪問介護1回当たりの移動時間（平均）は、集中提供型（「同一建物等減算」適用あり）が、個別訪問型（適用なし）に比べて、約8割少ない【図1】。
- 訪問介護事業所の収支差率（平均）は、集中提供型（「同一建物等減算」適用あり）が、個別訪問型（適用なし）に比べて、顕著に収支差率が良い【図2】。

【図1】訪問介護の移動時間



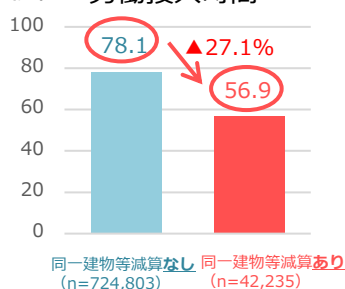
【図2】訪問介護事業所の収支差率



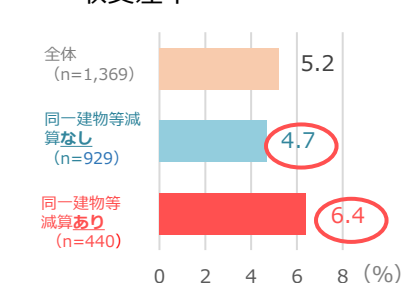
○ 居宅介護支援：集中提供型の方が、労働投入時間が少なく、収支差率が良い

- 居宅介護支援の利用者1人当たりの労働投入時間（10日間、平均）は、集中提供型（「同一建物等減算」適用あり）が、個別訪問型（適用なし）に比べて、約3割少ない【図3】。
- 居宅介護支援事業所の収支差率（平均）は、集中提供型（「同一建物等減算」適用あり）が、個別訪問型（適用なし）に比べて、顕著に収支差率が良い【図4】。

【図3】居宅介護支援の労働投入時間



【図4】居宅介護支援事業所の収支差率



今後の改善点・検討の方向性

○ サービス提供の実態等を踏まえた介護報酬の適正化

上記のような、サービス提供の実態や収支差率の違いを踏まえて、令和9年度介護報酬改定において、住宅型有料老人ホーム等において提供される、訪問介護と居宅介護支援（注）について、**介護報酬を適正化**すべきである。

（注）登録制の住宅型有料老人ホームの入居者に対するケアプラン作成等のサービスについては、従来の居宅介護支援に代わって、新たな相談支援類型が令和10年度に導入される予定。

調査事案の概要

みどりの食料システム戦略推進総合対策は、環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進する複数の事業から構成されている。行政事業レビューシートにおいては、複数の事業にまたがる内容を一括して評価する形となっており、個々の事業を自己点検するものとなっていないことから、今回、詳細な調査を実施した。

【調査対象予算額】令和7年度(補正後)：4,612百万円 (ほか(参考 令和8年度：574百万円))

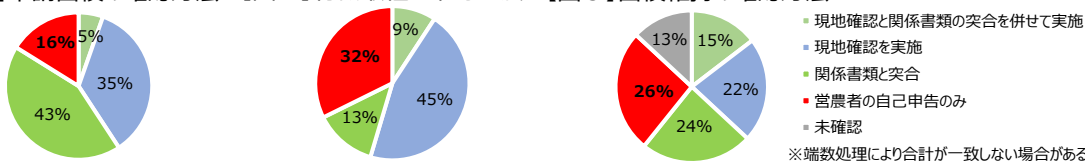
調査結果

A.有機農業転換推進事業

事業実施状況について客観的な確認がなされていない

事業実施主体(市町村等)による営農者の事業実施状況を調査したところ、面積確認は16%【図1】、有機農業の取組確認は32%【図2】、面積の維持又は拡大の確認は26%【図3】について、**営農者の自己申告により判断していた。**

【図1】申請面積の確認方法 【図2】有機取組の確認方法 【図3】面積維持の確認方法



- 現地確認と関係書類の突合を併せて実施
- 現地確認を実施
- 関係書類と突合
- 営農者の自己申告のみ
- 未確認

※端数処理により合計が一致しない場合がある。

※図3における「未確認」は、申請者の自己評価に至っていない場合を指す。

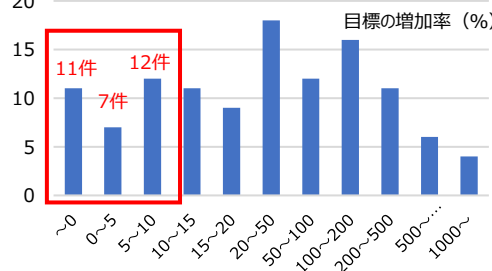
B.有機農業拠点創出・拡大加速化事業
一部で低い成果目標が設定されていた

「有機農業の取組面積」の成果目標125件のうち30件は事業初年度(※)から10%以下の増加率目標を設定していた(うち11件は0%以下の目標を設定)

【図4】。また、地域ぐるみで有機農業に取り組む宣言を行っているにもかかわらず、目標とする面積の規模を水稻で4ha(事業開始時は3ha)とする事例(主体J)も見られた【表】。

※事業初年度は、有機農業実施計画の策定のみを行うことが想定されている。

【図4】目標の増加率分布(有機農業の取組面積)件数



【表】水稻の面積拡大目標(抜粋)

主体	有機栽培面積		増加率(B/A-1)
	事業開始時(A)	目標(B)	
J	3ha	4ha	30%
K	210ha	276ha	31%

今後の改善点・検討の方向性

事業実施状況の確認について

調査の結果、各事業実施主体における確認方法が異なり、一部では、申請者の自己申告以上の確認が行われていないことが分かった。

有機農業の取組面積に応じて経費を支援するという事業の性質上、適切な確認手法について検討を行い、実施要綱において明確化すべきである。

「有機農業実施計画」における成果目標の設定について

「有機農業の取組面積」の成果目標について、増加率目標の拡大の最低条件を設定し、事業実施主体が一定以上の規模拡大に取り組むような仕組みとすべきである。

また、地域ぐるみで有機農業の推進に取り組むことを支援するという本事業の趣旨を踏まえれば、面積の規模についても、適切な下限を設けるべきである。

加えて、調査結果で分析した「有機農業の取組面積」に限らず、ほかの目標設定についても同様に精査の上、見直しを検討すべきである。

調査事案の概要

本補助金は、中堅・中小企業が持続的な賃上げや事業成長等を目的に行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行うものである。本補助金による支援の効果を検証するために、採択された企業の財務諸表等を分析し、当該企業に対しアンケート調査を実施した。【調査対象予算額】令和7年度（補正後）：211,973百万円 ほか（参考 令和8年度：-）

調査結果

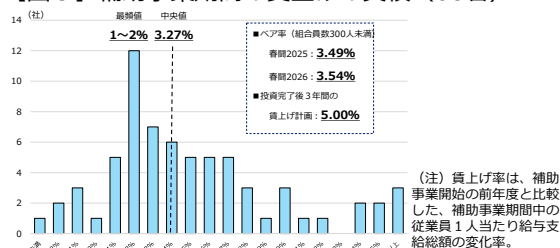
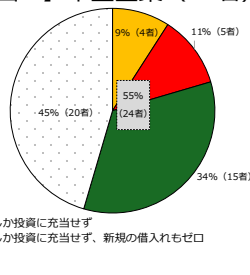
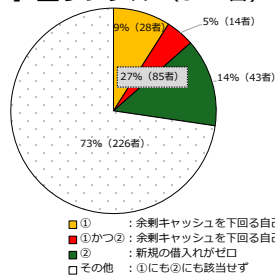
1 自力で投資可能な企業への実質的な収益支援になっている可能性がある

- 本調査に回答した採択企業の1/4以上は、①「余剰キャッシュ（※）を十分取り崩していない」または②「新規の借入れを全く行っていない」状態で補助金を受給していた【図1】。中堅企業に限ると、その比率は5割以上となっている【図2】。
- （※）「現預金保有残高－有利子負債残高－月商2か月分（資金繰り上必要な現預金と仮定）」と定義。

2 早期の賃上げへの働きかけが不十分である

- 賃上げ要件について、補助事業終了後3年間が対象だが、補助事業期間中は賃上げ要件の対象外かつ報告不要であり、実態を把握できていない。本調査によれば、補助事業期間中の賃上げ実績の最頻値は+1～+2%で、近年の物価上昇率を下回る水準であった【図3】。また、50%の企業は「補助金と直近年度の賃上げは無関係」と回答した。

【図1】全サンプル（311者） 【図2】中堅企業（44者） 【図3】補助事業期間中の賃上げの実績（68者）



3 中小企業の中堅企業への移行を十分に促す制度設計になっていない

- 中堅企業政策は中堅企業数の増加を目標としているが、「中堅企業への移行に関する宣誓書」を提出し、加点を受けた中小企業は3%であった。また、提出していない中小企業の9割弱は、中堅企業への移行について、「意欲はない」（25%）または「3年以内に予定はないが、将来的には目指したい」（63%）と回答し、具体的計画を描けていない。

4 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」は不十分である

- 事業計画について「金融機関による確認書」を提出した企業は97%に上るが、確認を受けた金融機関から実際に融資を受けた企業は65%にとどまった。そのうちの52%は、補助金の採択結果により融資内容に影響があったとは「思わない」と回答した。

今後の改善点・検討の方向性

1 採択企業の財務状況からみた支援の必要性

- 補助金の審査において、現預金の保有状況や、既存の借入状況及び新規借入れの意向を適切に把握・分析した上で、現預金の取崩しや借入れによって投資資金を賄える企業は、補助対象から除外すべき。特に、相対的に経営基盤が強固な中堅企業は実質的な収益支援となる懸念が強いいため、補助の対象外とし、金融手法を活用することなども含め、制度の抜本的な見直しを行うべき。

2 賃上げに向けた政策効果

- 賃上げ要件の達成判定は、予算計上から最長6年後となり、即効性に乏しい。地域を牽引する高い賃上げを早期に促すため、補助事業期間中の賃上げも要件化するなど、足もとの賃上げ状況を審査・評価する仕組みに見直した上で、同期間の賃上げ状況を適切にフォローアップすべき。

3 中小企業の中堅企業化に向けた政策効果

- 中堅企業数の増加を事業のアウトカムに設定した上で、必要なPDCAサイクルを実施すべき。また、一定期間内の規模拡大や中堅企業移行を要件化するなど、企業規模拡大を促す仕組みとすべき。

4 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」

- 金融機関から新規の資金調達を行うことを要件化することや、金融機関から投資計画の「確認」以上に強いコミットメントを得られた申請企業に対してのみ加点するといった見直しを検討し、成長投資資金の融資慣行確立を促す仕組みとすべき。

調査事案の概要

空港脱炭素化推進事業のうち、照明・空調の効率化や空港車両のEV・FCV化に伴い必要となるインフラの整備等を行う**空港内事業者等への補助（1/2以内）**について、補助対象が単なる設備更新を越えた**先進性を有するか**、補助事業によりどれだけの**CO2削減効果があったのか**といった観点で、補助対象の各空港及び取りまとめを行う航空局に対して調査を実施した。
 【調査対象予算額】令和7年度：1,500百万円（ほか（参考 令和8年度：1,000百万円）

調査結果

○ 補助対象が「先進性がある」とはいえない

採択事業件数の6割、費用当たりで4割程度が、空港施設の**照明LED化・効率的空調機器への設備更新案件**であるが、一般的にも普及している省エネ設備であるため、先進的とはいえず、単なる「**老朽化に伴う設備更新**」と同視され得るものである【表1】。

○ CO2削減効果が限定的

1年当たり、約19億円の補助額に対して約0.4万t程度の削減効果【表2】で、空港分野での**目標達成（113万t⇒55万t）への寄与度は小さい**。また、個々のメニューのCO2削減効果も最大で1億円当たり0.037万t【表2】と、低水準である。

○ 執行体制が不適切

事業採択後は採択した**空港内事業者等に任せきり**であり、**空港脱炭素化の取組の全体の状況を空港管理者が把握しておらず**、また、**効果を測定していないケースもあった**。

【表1】年度別補助金額（国費「単位:億円」と）と採択事業件数

	太陽光	照明	空調	EV・FCV化
R4	6.14	0.00	0.00	0.75
R5	26.39	2.38	11.34	0.79
R6	4.46	2.38	9.02	0.90
R7	8.44	1.65	0.99	0.68
合計	45.43	6.41	21.35	3.12
事業数	22	45	40	33

【表2】費用当たりCO2削減効果（令和4年度～令和7年度）

	太陽光	照明	空調	EV・FCV化	合計
CO2削減量【万t】	0.990	0.211	0.414	0.116	1.731
補助金額【億円】	45.43	6.41	21.35	3.12	76.31
費用当たりの削減効果【万t/億円】	0.022	0.033	0.019	0.037	0.023
(最大値)【万t/億円】	0.075	0.234	0.147	0.476	-
(最小値)【万t/億円】	0.007	0.002	0.001	0.003	-

今後の改善点・検討の方向性

○ 現行の補助事業の見直しについて

現行の補助対象は、**先進性がなく、かつ、CO2削減効果が薄いため、現行の補助を継続することは不相当**と考えられる。

そのため、

- ① **空港のCO2排出量は航空分野全体（約2,600万t）の4%程度（約100万t）にすぎないことも踏まえて航空分野全体で削減効果を考慮するよう見直す**
- ② **「脱炭素」のみではなく、経済成長（GX）やエネルギー安全保障などの他の社会課題解決の観点からも真に効果が見込まれるもの（SAF（持続可能な航空燃料）等）の補助に見直す**

など、**事業の設計を抜本的に改めるべきである**。

○ 執行体制の見直しについて

空港管理者が空港内事業者等と一体となって計画の進捗状況や事業効果の確認等を徹底して行うことなどにより、脱炭素化推進計画の実効性を向上させるべきである。

調査事案の概要

防衛省では、保有装備品の可動数向上を図る観点から、維持整備について成果（修理期間の短縮など）の達成に応じて対価を支払うPBL（Performance Based Logistics）契約を導入している。PBL契約の成果を測定するためのパフォーマンス指標（KPI）の設定や達成・未達成の判断基準の適切性、保証KPIの達成度合いに連動した支払いの導入状況について調査した。

【調査対象予算額】 令和7年度：47,443百万円 ほか（参考 令和8年度：57,182百万円）

調査結果

1. 各種KPIの設定が不十分な案件が存在

- ・ 目標KPIが設定されておらず、PBL契約の目的が曖昧な案件が存在した。
- ・ 保証KPIが定性的であり、成果を客観的に評価できない案件が存在した。

※目標KPI：運用ニーズに基づく整備業務全体の目標（例：可動率、飛行時間など）
保証KPI：目標KPIを達成するため契約相手方に保証させる指標（例：部品供給期間、在庫基準数、修理期間）

2. 保証KPIの達成を判断する基準が明確に定められていない契約が存在

- ・ 個別事案の性質によることや保証KPIが単なる成果管理指標であること等を理由に、明確な判断基準を定めていないとの回答があった。
- ・ 半数以上が官民の帰責性を個別に判断しており、帰責性の判断基準が無い理由として、官側の都合により保証KPI未達成の可能性が高いこと等を挙げた。官民の責任分界点が不明確または民側が達成状況をコントロールできない保証KPIを設定しているために、保証KPIが未達成の場合でも契約相手方の責任を問えない状況が生じている可能性がある。
- ・ サプライヤーに起因して保証KPIが未達成の場合、民側の責任にもかかわらず契約相手方（プライム企業）に責任を問うていない事例が存在した【表】。

【表】 保証KPI 未達成の 事例	事例概要	責任所在	対応策
	部品供給業務において保証基準日数を超過したため、保証KPIを達成できなかった	民側	サプライヤーに製造計画の見直しを要望
	部隊の整備計画の変更により在庫保証の基準数量を下回ったため、保証KPIを達成できなかった	官側	部隊の整備計画の変更に伴うものため、保証KPIの未達成を許容

3. 保証KPIの達成度合いに連動した支払いが導入されている契約は無い

- ・ 事業者が忌避感を示し契約締結できないリスクがあること等を理由に、導入を検討したものの採用に至らなかった事例が存在した。

今後の改善点・検討の方向性

1. 各種KPIの設定について

- ・ PBL契約を導入する目的を明確化する観点から、目標KPIは原則設定するとともに、目標KPIとの関連性を明確にしなが保証KPIを設定すべきである。
- ・ 定量的な保証KPIが適切に設定されるようガイドラインで明確に位置づけるべきである。

2. 保証KPIの達成の判断基準について

- ・ 官民双方の役割分担や責任分界点は民側と十分協議の上、契約締結時に明確に設定し民側に共有すべきである。
- ・ 保証KPIは民側が達成状況をコントロールできる指標を設定し、困難な場合は、民側が免責となる範囲を明確にすべきである。

3. 支払い方法について

- ・ 企業の自主的な改善・効率化を更に促す観点から、保証KPI達成度合いに連動した支払いの導入を検討すべきである。
- ・ 導入に当たっては、まずはPBL契約実績がある程度蓄積された装備品等に対象を限定し、費用対効果をよく見極めて導入を検討することが適当ではないか。